

議案第237号

福岡市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年12月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、都市計画法等の一部改正に伴い、市街化調整区域のうち開発行為を許可することができる区域から災害危険区域等を除外する等の必要があるによる。

福岡市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市開発行為の許可等に関する条例（平成16年福岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「範囲には」の次に「、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては」を加える。

第7条第1項第2号を次のように改める。

(2) 原則として、政令第29条の9各号に掲げる区域を含まないこと。

第9条中第1項を削り、第2項を第1項とし、同条第3項中「指定既存集落内」の次に「及び当該指定既存集落から概ね50メートルの範囲内で市長が必要と認める区域内」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加え、同項を同条第2項とする。

(3) 原則として、政令第29条の9各号に掲げる区域を含まないこと。

第9条中第4項を第3項とする。

第11条第1項を削り、同条第2項中「新築等は」を「政令第36条第1項第3号ハに規定する建築物の新築、改築又は用途の変更（以下この条において「新築等」という。）は」に、「第9条第2項各号」を「第9条第1項各号」に改め、同項を同条とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。